資料2

改正道路法における道路啓開計画について

改正道路法における道路啓開の枠組み

道路啓開計画を法定化、実効性のある計画に基づいた**道路啓開を実施**（承認工事の特例の創設）

※道路啓開：土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

背景・必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識

（人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保）

激甚化・頻発化する自然災害への対応強化

これまでの全国の啓開実績の反映

改正概要

道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法　等

→ **法定協議会**（道路管理者＋関係機関）**を経て決定**

■令和６年能登半島地震における道路啓開

道路啓開の実効性の向上

① 管理区分を超えた啓開作業

事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

② 実践的な啓開訓練

多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

③ 定期的な計画見直し

策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

出典：国土交通省道路局　新たな道路啓開計画の枠組み　令和7年6月20日

道路啓開計画の基本的な構成

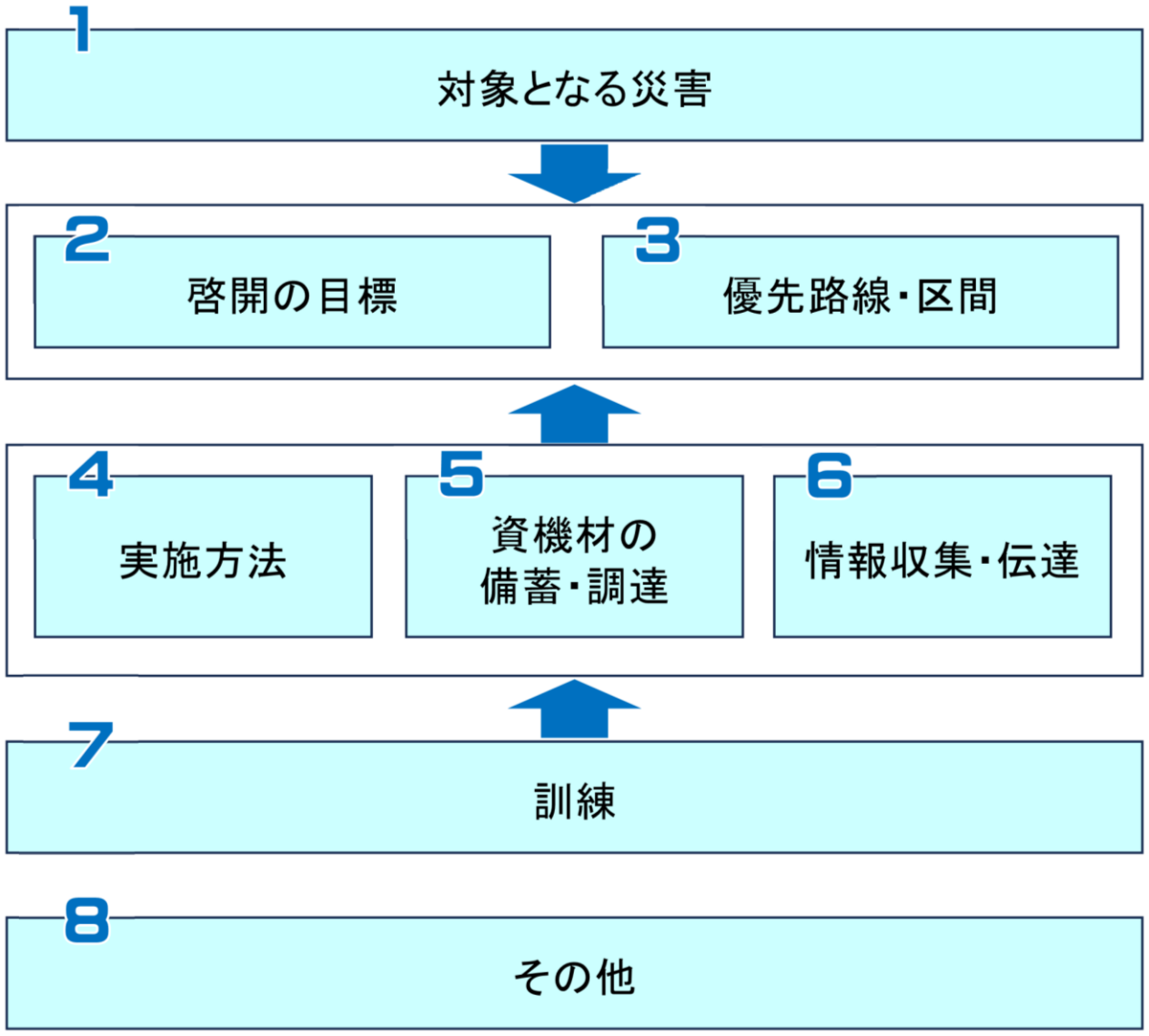

自然災害の種類

- 地震・津波災害
- 火山災害
- 雪害
- 風水害

計画策定単位

- 広域ブロック単位
- 都道府県単位

出典：国土交通省道路局　新たな道路啓開計画の枠組み　令和7年6月20日

埼玉県及び関東ブロックにおけるこれまでの道路啓開計画策定の経緯

平成28年9月	首都直下地震埼玉県道路啓開調整会議　設置
平成29年3月	埼玉県道路啓開計画　初版策定
令和5年3月	埼玉県道路啓開計画　改定
令和7年3月	埼玉県道路啓開計画　改定（現行計画）
令和7年4月	改正道路法（公布・施行）　＊道路啓開の新たな枠組み
令和8年3月	関東ブロック版道路啓開計画【地震・津波災害】首都直下地震編　策定
令和8年度 （今回）	各都県単位　道路啓開計画策定に向けた協議会　設置
	各都県単位　道路啓開計画　策定・公表

道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】の概要　～埼玉県法定道路啓開計画で定める内容～

1. 対象となる災害の種類（1号関係）

- 都道府県単位の対象災害は、「地域防災計画」や「防災業務計画」で想定されている地震を基本として設定する。

＜首都直下地震の震度分布＞

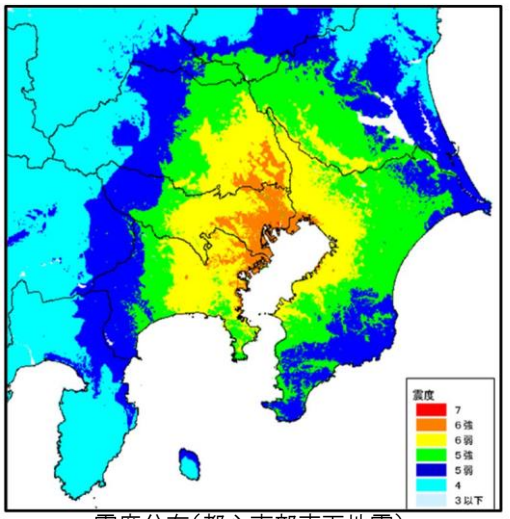

震度分布（都心南部直下地震）

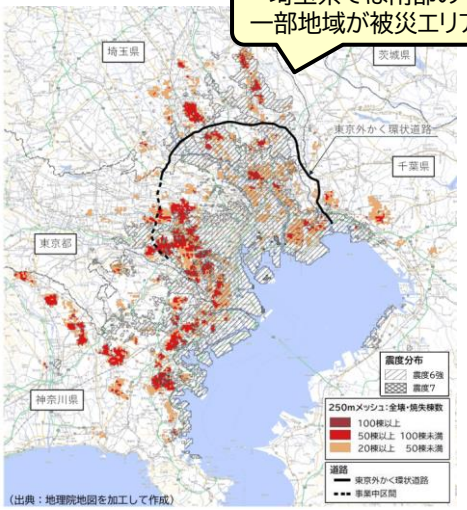

被災エリア図

出典：関東ブロック道路啓開計画【地震・津波災害】首都直下地震編（令和8年3月）

2. 道路啓開の目標（2号関係）

- 被災地へのアクセスルートの道路啓開について、発災から概ね72時間以内を目標として、道路ネットワークの整備状況を踏まえ、以下を基本として優先順位をつけながら、道路啓開を実施する。

①広域支援ルート　：発災から**24時間以内**
②被災地進出ルート：発災から**48時間以内**
③被災地内ルート　：発災から**72時間以内**

＜道路啓開ルートのイメージ＞

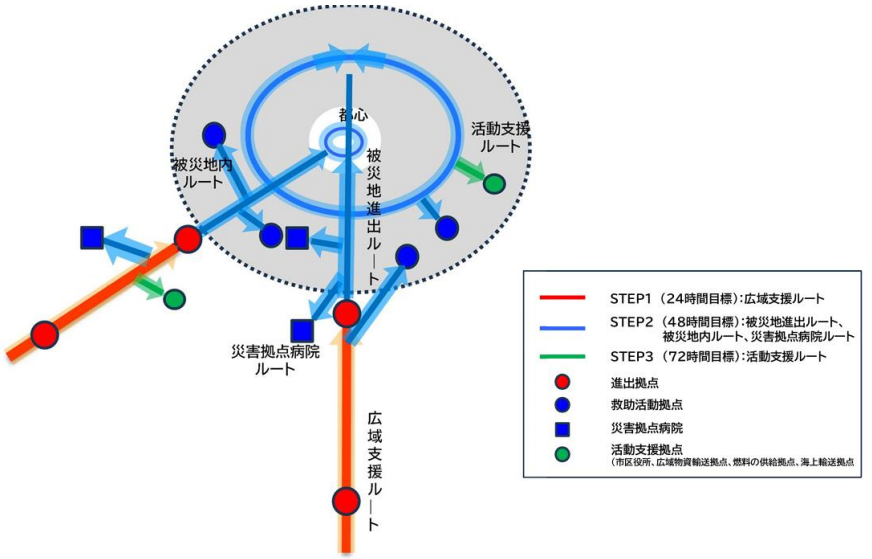

出典：関東ブロック道路啓開計画【地震・津波災害】首都直下地震編（令和8年3月）

道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】の概要　～埼玉県法定道路啓開計画で定める内容～

3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間（3号関係）

- 道路啓開の目標を達成するために必要となる対象拠点及び路線・区間を選定し、2.の①②③で示した優先順位を明確化した路線・区間のリスト及び地図を作成する。
- 能登半島地震を踏まえ、陸路でのアクセスが限られる半島部等においては、空路や海路を活用したアクセスルートの補完についても、関係機関と調整を行うことが必要である。

＜拠点及び道路啓開ルート図（埼玉県）＞

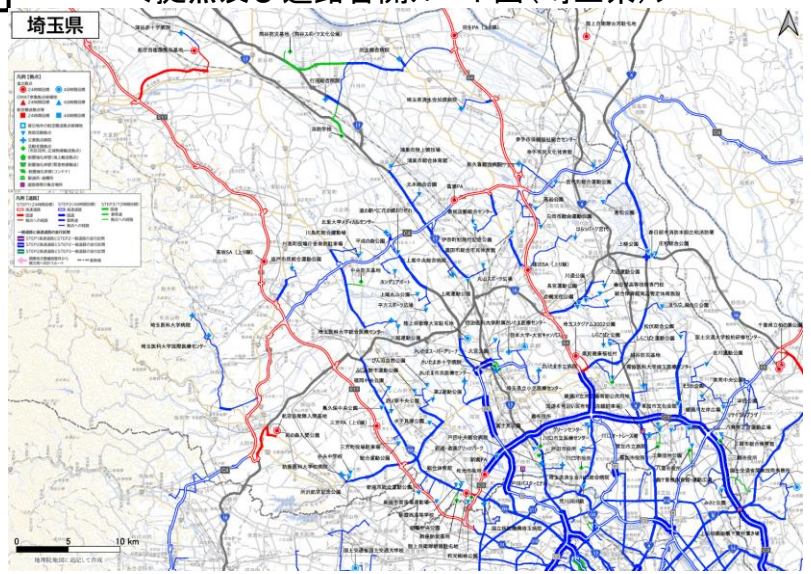

4. 道路啓開の方法（4号関係）

- 道路啓開の目標とする地震発生から72時間までに必要となる道路管理者及び関係者が実施すべき事項について、役割分担を明確にしてタイムラインを作成する。
- 各道路管理者において道路維持工事等を契約している道路維持業者や、建設業協会等と締結する災害協定により、啓開路線・区間毎又はエリア毎に建設業者等の啓開作業の実施範囲を定めておくことが望ましい。

＜啓開作業の手順（タイムライン）関係機関＞

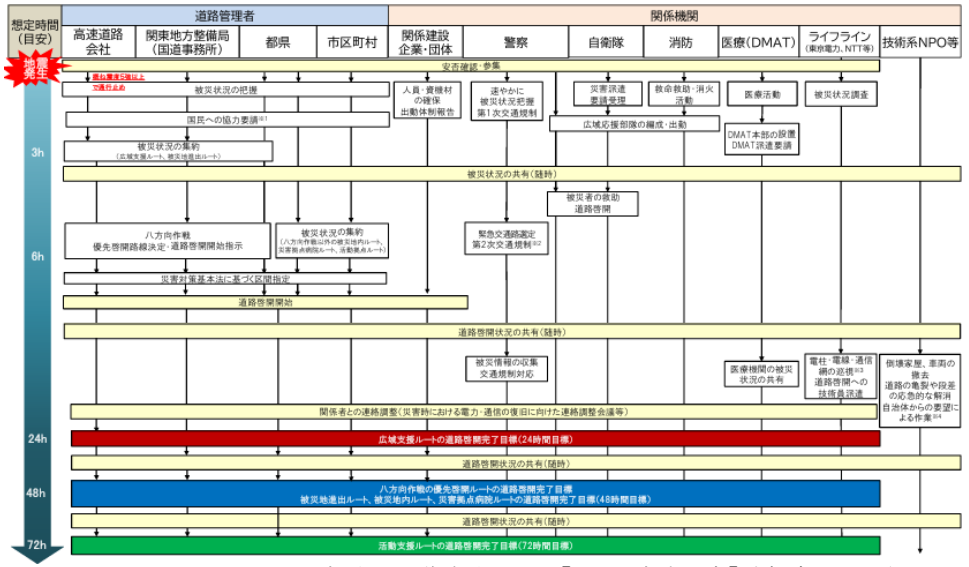

出典：関東ブロック道路啓開計画【地震・津波災害】首都直下地震編
（令和8年3月 関東ブロック道路啓開計画策定協議会）

道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】の概要　～埼玉県法定道路啓開計画で定める内容～

5. 資機材の備蓄・調達（5号関係）

- 優先的に啓開を実施する路線・区間における被災想定を基に資材の必要量を算出する。また、啓開完了目標時間を踏まえ、啓開作業のパーティ数を設定し、機材の必要量を算出する。
- 道路管理者が保有している資機材に加え、災害協定を締結した建設業者等が平時より保有している資機材の備蓄量を確認するとともに、不足量を確認する。
- 必要な資機材が不足する場合、レンタル・リース業者等の災害協定の拡充や、必要に応じ他地域からの受援について設定する。

＜資機材の不足量確認＞

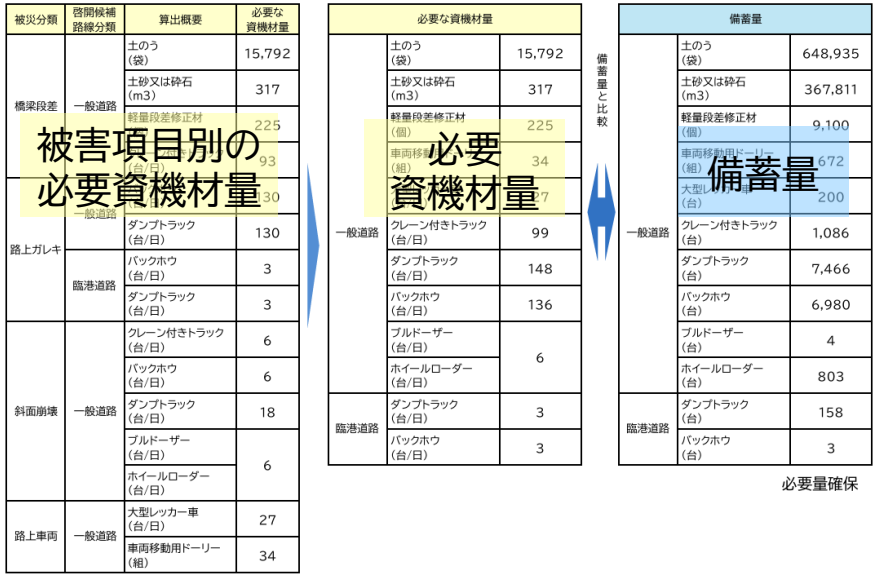

被災分類	啓開候補路線分類	算出概要	必要な資機材量
橋梁段差	一般道路	土のう（袋）	15,792
		土砂又は砕石（m3）	317
		軽量段差修正材（個）	225
		車両移動用ドーリー（組）	93
路上ガレキ	一般道路	大型レッカー車（台/日）	30
		ダンプトラック（台/日）	130
	臨港道路	バックホウ（台/日）	3
		ダンプトラック（台/日）	3
斜面崩壊	一般道路	クレーン付きトラック（台/日）	6
		バックホウ（台/日）	6
		ダンプトラック（台/日）	18
		ブルドーザー（台/日）	6
		ホイールローダー（台/日）	
路上車両	一般道路	大型レッカー車（台/日）	27
		車両移動用ドーリー（組）	34

必要な資機材量		
一般道路	土のう（袋）	15,792
	土砂又は砕石（m3）	317
	軽量段差修正材（個）	225
	車両移動用ドーリー（組）	34
	大型レッカー車（台）	27
	クレーン付きトラック（台/日）	99
	ダンプトラック（台/日）	148
	バックホウ（台/日）	136
	ブルドーザー（台/日）	6
	ホイールローダー（台/日）	
臨港道路	ダンプトラック（台/日）	3
	バックホウ（台/日）	3

備蓄量		
一般道路	土のう（袋）	648,935
	土砂又は砕石（m3）	367,811
	軽量段差修正材（個）	9,100
	車両移動用ドーリー（組）	672
	大型レッカー車（台）	200
	クレーン付きトラック（台）	1,086
	ダンプトラック（台）	7,466
	バックホウ（台）	6,980
	ブルドーザー（台）	4
	ホイールローダー（台）	803
臨港道路	ダンプトラック（台）	158
	バックホウ（台）	3

6. 実践的な訓練（6号関係）

- 発災後の道路啓開の円滑な実施のため、道路啓開計画に盛り込まれた内容を踏まえ、訓練内容を充実し、計画的に実施することが必要である。このため、地方整備局等においては、訓練メニューを適宜組み合わせて、年1回以上、ブロック単位での訓練を実施する計画を作成する。各都道府県における訓練についても、同様に実施することが望ましい。

＜訓練年次計画案＞

分類	メニュー	訓練計画 初年度	2年目	3年目	4年目	5年目
初動対応訓練	CCTV等を活用した被災状況の情報収集訓練	○	○	○	○	○
	勤務時間外の発災を想定した参集訓練	○	○	○	○	○
情報伝達・共有訓練	関係機関との被災状況、道路啓開状況の情報伝達訓練	○	○	○	○	○
	通信途絶状態を想定した通信手段確保訓練（衛星通信等）	○	○	○	○	○
	災害等情報共有システム等の情報伝達ツールの習熟訓練	○	○	○	○	○
実動訓練	被害状況に応じた啓開路線の選定・優先順位付け訓練	○	○	○	○	○
	海路（港湾施設）、水路（河川施設）等を活用した啓開路線確保訓練	○	○	○	○	○
	災対法に基づく通行規制及び緊急交通路等の交通規制訓練	○	○	○	○	○
	三輪トライク、自転車、ドローン等による被災状況調査、土砂・瓦礫撤去や橋梁段差補修、車両移動等の道路啓開作業訓練	○	○	○	○	○
	倒壊した電柱の除却訓練（電力・通信事業者との連携を含む）	○	○	○	○	○

出典：関東ブロック道路啓開計画【地震・津波災害】首都直下地震編（令和8年3月関東ブロック道路啓開計画策定協議会）

道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】の概要　～埼玉県法定道路啓開計画で定める内容～

7. 情報収集・伝達（7号関係）

- 道路啓開作業の手順（タイムライン）を踏まえて、道路管理者と関係機関における情報収集・伝達に関わる体制・系統図等を整理する。

8. その他（8号関係）

- 道路啓開ルートと沿線の「道の駅」について、地図上に整理するとともに、各「道の駅」の防災機能の現状や、必要に応じて課題等についても整理する。
- 道路啓開ルートにおける橋梁の耐震化や盛土対策の実施状況や無電柱化や沿道建築物の耐震化の実施状況を地図上に整理し、事前の迂回ルートの設定や、啓開訓練等への活用を検討する。
- 道路啓開を実施するために隘路となる箇所等、地域の道路ネットワークの課題等について整理する。
- 地震・津波災害に加え、火山災害、雪害、風水害（洪水、土砂）が同時もしくは後発で発生することも想定し、道路啓開の安全かつ着実な実施に向けた備えを検討することが重要である。

＜関係機関との情報伝達・体制系統図＞

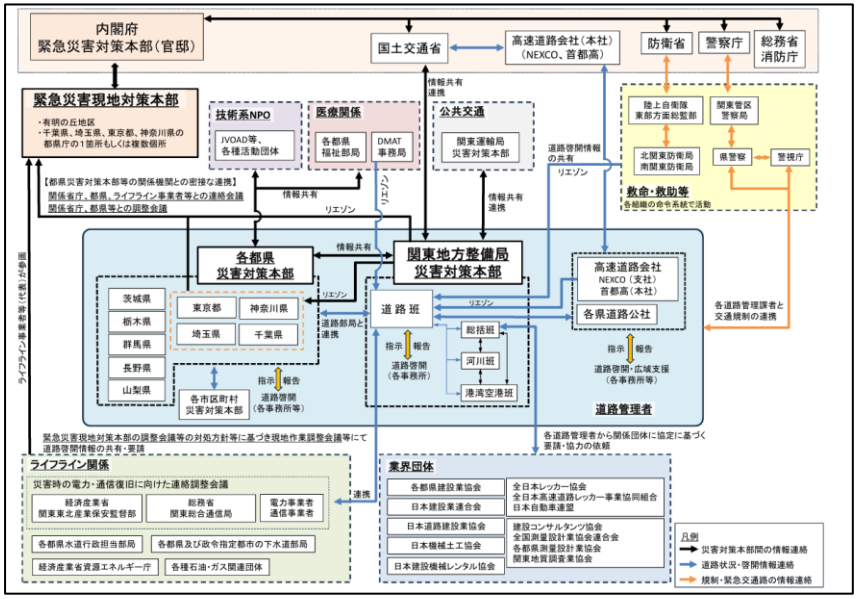

＜道路に関する潜在的リスク情報＞

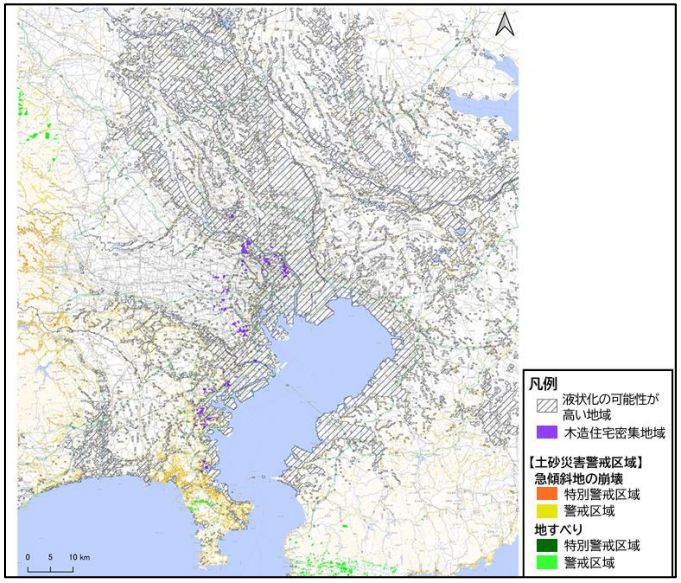

出典：関東ブロック道路啓開計画【地震・津波災害】首都直下地震編（令和8年3月関東ブロック道路啓開計画策定協議会）